

食品健康影響評価の結果に基づく施策の実施状況の調査結果について (平成 23 年 9 月末時点)

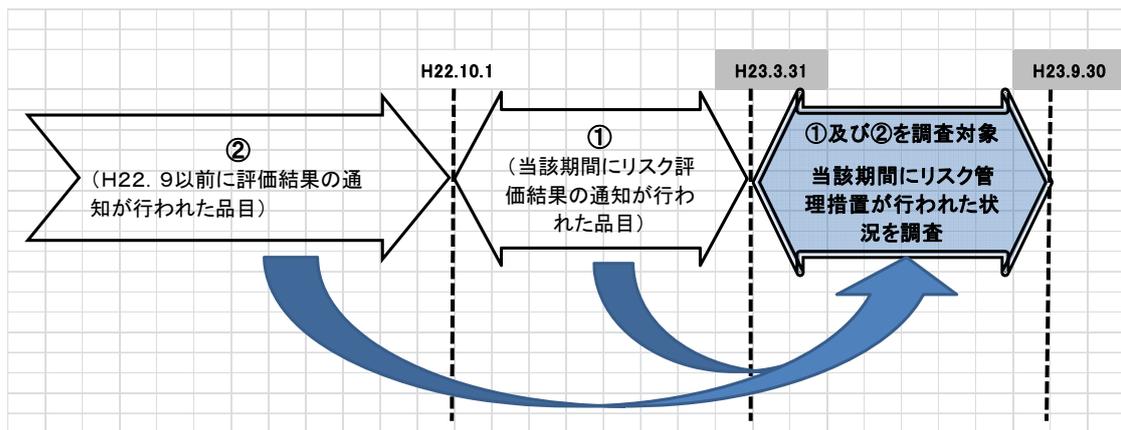
《調査の概要》

- 食品安全委員会が行った食品健康影響評価（リスク評価）が、食品の安全性の確保に関する施策（リスク管理措置）に適切に反映されているかを把握するため、食品安全基本法第 23 条第 1 項第 4 号の規定に基づき、食品健康影響評価の結果に基づく関係行政機関（リスク管理機関）の施策の実施状況について、年 2 回調査を行っているもの。

《調査対象》

- 本調査は、
 - (1) 平成 22 年 10 月 1 日から平成 23 年 3 月 31 日までの間に、リスク管理機関に対して評価結果の通知を行った評価品目（8 分野、44 品目）
追加物 8 品目、農薬 14 品目、動物用医薬品 4 品目、化学物質・汚染物質 1 品目、かび毒・自然毒 4 品目、遺伝子組換え食品等 10 品目、新開発食品 1 品目、肥料・飼料等 2 品目
 - (2) (1) 以前に評価結果の通知が行われたが、前回までの調査において、具体的なリスク管理措置が講じられていなかった評価品目（8 分野、131 品目）
追加物 6 品目、農薬 62 品目、動物用医薬品 29 品目、化学物質・汚染物質 28 品目、微生物・ウイルス 2 品目、遺伝子組換え食品等 1 品目、新開発食品 2 品目、肥料・飼料等 1 品目

を対象とし、平成 23 年 9 月 30 日時点の施策の実施状況について調査を行った。



《施策の実施状況の概況》

- リスク管理措置済みのもの（資料1-2の一覧表のAに分類）については、いずれも評価結果を踏まえて適切なリスク管理措置がなされていると考えられる。

【詳細は資料1-3】

- また、今回調査より、過去1年以上リスク管理措置の検討経過に進捗が見られない品目（滞留品目）について、食品の安全性確保の観点から、重点的にその進捗状況等を確認することとした。

【確認方針は資料1-4】

【滞留品目の一覧は資料1-5】

- なお、過去1年以上リスク管理措置の検討経過に進捗が見られない品目のうち、(1)現状より厳しいリスク管理措置を求める評価結果となっており、かつ、(2)曝露状況に関して不確実な要素がある品目は、以下のとおり。

【農薬】

クロルピリホス（平成19年3月評価結果通知）

【動物用医薬品】

クロルスロン（平成22年7月評価結果通知）

ブロチゾラム（平成20年3月評価結果通知）

カナマイシン（平成19年5月評価結果通知）

【汚染物質・化学物質】

ベンゼン（平成20年11月評価結果通知）ほか、清涼飲料水の規格基準の見直しに関連する品目

(参考)

《調査方法》

- 調査は、リスク管理機関から、対象の評価品目ごとに「リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート」による報告（平成23年9月30日現在）を受けるとで行った。